

事業名：中小企業信用保証料補給事業

商工労働課 主査（商工労働）

政策	02 明日につながる産業の振興								
施策	03 商業の振興								
基本事業	01 商店経営の充実								
開始年度	昭和61年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	政策的補助

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

市内の中小企業者

手段（事務事業の内容、やり方）

- ①金融機関は、借受人の委任を受け、保証料支払日が2月1日から7月末日の場合は8月末日までに、8月1日から翌年1月末日の場合は翌年2月末日までに保証料補給金請求書により市に請求する。
 ②市は、請求の内容を確認し、金融機関へ支出する。
 ③金融機関は、振り込まれた保証料補給金を借受人へ受け渡す。
 ・運転資金は北海道信用保証協会が定める保証料率により支払われた額、設備資金は北海道信用保証協会が保証付する金額の1%以内又は保証料のいずれか低い額を補給する。
 【根拠条例等】
 江別市中小企業振興条例
 江別市中小企業信用保証料事務取扱要領

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

中小企業者の借入負担を軽減し、企業の経営安定を図る。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	市内の中小企業所数（非農林漁業）	事業所	3,543	3,543	3,366	3,355
対象指標2						
活動指標1	信用保証料補給件数	件	51	81	77	97
活動指標2	信用保証料補給金額	千円	5,294	9,838	8,649	10,186
成果指標1	負担が軽減され、経営安定が図られた企業数	件	51	81	77	97
成果指標2						
事業費(A)		千円	5,293	9,838	8,649	10,186
正職員人件費(B)		千円	2,007	2,004	2,344	2,347
総事業費(A+B)		千円	7,300	11,842	10,993	12,533

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	市の中小企業融資制度を利用した企業等に対し、北海道信用保証協会に支払う保証料の全部又は一部を補助する。	・信用保証料補給金 8,649千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
事業を取り巻く環境変化	
<p>補助の始まった経過は不明。企業が金融機関から貸付を受ける際、その債務を保証する保証協会に保証料を支払うが、市内中小企業の育成を図るために、保証料の全部又は一部を補助するに至ったと思われる。 なお、これまで一律1.35%であった保証料率が、平成18年度より企業の経営状況に合わせて9段階となった。</p>	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠
商工業者の健全経営、健全育成は、市の経済政策の根幹をなすものである。	
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠
信用に乏しい中小企業者の円滑な資金調達、経済的負担の軽減が経営の安定に寄与している。	
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠
商工業者の制度資金利用の促進、経営の安定化に成果がでている。	
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠
運転資金、設備資金ともに保証料全額補給となれば、制度資金の利用促進に繋がるが、市の財政上困難である。	
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する方法はありますか？	
ある なし	理由 根拠
制度資金の利用促進や厳しい経済状況におかれている商工業者の保護のため、削減は困難である。	